

危機管理・健康福祉常任委員会 議事次第

令和 8 年 10 月 5 日（月）
午 後 1 時 3 0 分 ～
於 ： 第 5 委 員 会 室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案（質疑終結まで）

4 閉 会

令和8年9月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会 報告事項

(危機管理部)

- 京都府原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の策定について
(中間案)

(健康福祉部)

- 第11次京都府高齢者健康福祉計画の策定について
- 一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（仮称）の制定について
- 京都府保健医療計画の中間見直しについて
- 京都府国民健康保険運営方針の中間見直しについて
- 京都府障害者・障害児総合計画の改定について
- 京都府依存症等対策推進計画の改定について
- 京都府手数料徴収条例の一部改正について
- 府民利用施設のあり方検証結果報告について
- 健康福祉部所管施設における指定管理者の選定について

令和8年9月京都府議会定例会

危機管理・健康福祉常任委員会 報告事項

危機管理部

- ・ 京都府原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の策定について（中間案）

京都府原子力発電施設等立地地域の振興 に関する計画の策定について（中間案）

令和 8 年 10 月
危機管理部

1 趣 旨

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力発電施設等の周辺地域について、防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図ることを目的としている。

この度、同法の指定対象地域が概ね30km圏内に拡大され、U P Z 市町等においても同法による支援措置を受けることが可能となったことから、当該地域の整備等に関し必要な事項について定めた「原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の案を作成し、内閣総理大臣に提出しようとするもの。

2 対象地域 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町

3 計画期間 令和 8 年度～1 2 年度

4 振興計画の案の内容

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| ①原子力発電施設等立地地域の内容 | ⑤生活環境の整備 |
| ②立地地域の振興の基本的方針 | ⑥高齢者の福祉その他の福祉の増進 |
| ③基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設
及び通信施設の整備 | ⑦防災及び国土の保全に係る施設の整備 |
| ④農林水産業、商工業その他の産業の振興 | ⑧教育及び科学技術の振興 |

5 支援措置

（1）防災インフラ整備への支援

【対 象】 振興計画に基づき、住民生活の安全の確保に資する道路、港湾、漁港、消防施設、義務教育施設

【支援内容】 ①国の補助率のかさ上げ（50%→55%）
②地方債への交付税措置（70%）

（2）企業投資・誘致への支援（不均一課税（減税）による税収減の補てん）

【対象事業】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

【対象税目】 設備の新增設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税

【支援内容】 地方公共団体が、地方税を減税した場合、その減収分の一定割合（75%）を交付税で補てん

6 今後のスケジュール

令和 8 年 1 2 月 府議会（常任委員会）最終案報告

○京都府原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の策定について【中間案】

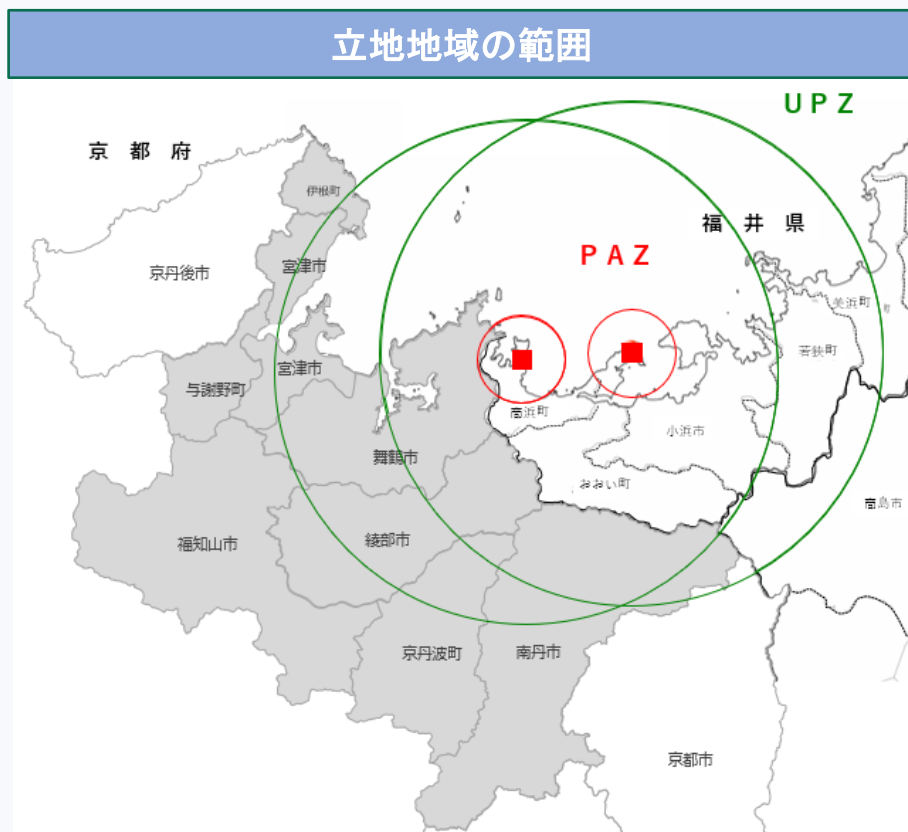
第1章 原子力発電施設等原子力立地地域の内容

1. 当該原子力発電施設等の名称及び内容

本府に隣接する福井県の原子力発電所(高浜発電所、大飯発電所)の概要

2. 立地地域の範囲

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、
京丹波町、伊根町、与謝野町 (5市3町)



第2章 立地地域の振興の基本的方針(立地地域の現状と問題点)

1. 立地地域の現状と問題点

(1) 立地地域に関する基本的な事項

①立地地域の概況

- ア 立地地域の自然的経済的社会的諸条件の概要
- イ 立地地域における電源三法制度の適用、地域振興施策、現在の課題、今後の見通し等
- ウ 産業構造の変化、地域の経済的な産業立地特性、京都府の総合計画等における位置付け等に配慮した立地地域の社会的経済的発展の方向の概要

②人口及び産業の推移と動向

- ア 立地地域における人口の推移と今後の見通し
イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

③立地地域行財政の状況

- ア 立地地域における行財政
イ 施設整備水準等の現況と動向

(2) 問題点の整理

「交通施設及び通信施設の整備」「農林水産業、商工業その他の産業の振興」「生活環境の整備」「高齢者の福祉その他の福祉の増進」「防災及び国土の保全に係る施設の整備」「教育及び科学技術の振興」に関して、立地地域の現状を分析した問題点を整理

第2章 立地地域の振興の基本的方針(立地地域の振興の基本的方針)

2. 立地地域の振興の基本的方針

(1) 立地地域の地域振興の基本方針

「人口減少・少子高齢化への対応」「子育て・教育・人材育成」「地域産業の活性化」「観光・交流・移住定住の促進」「災害に強い安心・安全な地域づくり」「持続可能な地域社会の形成」を共通的な視点として、府及び市町が連携し、地域特性を生かした効果的な地域振興施策を推進していく。

(2) 立地地域の目指すべき基本的方向・考え方

立地地域の都市機能、産業基盤、観光資源、交通基盤、教育・研究機関等を有機的に結び付け、広域的な生活・経済圏としての機能強化を図り、地域資源を生かした自立的で持続可能な地域圏を形成する。

(3) 立地地域の振興の基本目標

京都府総合計画や市町総合計画等に示される地域振興施策を横断的に牽引し、施策間の連動と実効性の向上を図ることが期待でき、これまでに整備・蓄積されてきた知的基盤、産業基盤、交流基盤を生かしつつ、地域間の連携と役割分担による一体的な振興を図ることで、相乗効果を生み出し、新たな発展と飛躍が期待される。

第3章 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備

1. 交通施設及び通信施設の整備の方針

立地地域と福井県を結ぶ広域交通ネットワークの機能強化を図り、地域間交流、物流、観光及び住民生活の利便性向上を推進する。

あわせて、原子力災害時における円滑な避難・緊急輸送を確保するため、道路、鉄道、港湾及び通信基盤の計画的な整備・強靱化を推進する。

2. 基幹的な道路の整備

広域的な交流・物流を支える幹線道路網の機能強化を図るため、国道、府道、市町道等の基幹的な道路整備を計画的に推進する。

3. 鉄道の整備

地域住民の通勤・通学、観光交流等を支える鉄道交通の利便性向上を図る。

4. 交通確保対策

地域住民の通勤・通学、通院、買物等の日常生活を支える公共交通を維持・確保するため、鉄道、路線バス、コミュニティ交通等の利用促進と利便性向上を図る。

5. 交通安全対策

交通事故の防止と円滑な通行を確保するため、通学路、生活道路、観光地周辺道路等における歩道整備、交通安全施設の整備及び道路改良を推進する。

6. 港湾の整備

京都舞鶴港を日本海側における物流・交流の拠点として位置付け、国際コンテナ航路、フェリー、クルーズ等の港湾機能の強化を図る。

7. 電気通信施設の整備

情報通信基盤の維持・充実を図り、住民生活、産業活動、教育、医療、行政サービス及び防災対応を支える安定的な通信環境を確保する。

8. 情報化の推進

情報通信基盤の維持・充実を図り、住民生活、産業活動、教育、医療、行政サービス及び防災対応を支える安定的な通信環境を確保する。

第4章 農林水産業、商工業その他の産業の振興

1. 産業振興の方針
地域の特性を生かした農林水産業、ものづくり産業、観光関連産業等の振興を図り、雇用の確保と地域経済の活性化を推進する。
あわせて、担い手の確保・育成、産業の高付加価値化、企業誘致及び起業支援を進め、持続可能で活力ある産業基盤の形成を図る。
2. 農林水産業の振興
地域の特色ある農林水産資源を生かし、生産基盤の整備、担い手の確保・育成、スマート技術の活用等により、農林水産業の持続的な振興を図る。
3. 農道、林道及び漁港関連道の整備
農林水産業の生産性向上と流通機能の強化を図るため、地域の実情に応じて農道、林道及び漁港関連道の計画的な整備を推進する。
4. 地場産業の振興
伝統産業や、機械金属、食品加工等の地域に根ざした産業の技術・資源を生かし、地場産業の高付加価値化と競争力強化を図り、販路開拓、ブランド力向上、事業承継、人材育成及びデジタル技術の活用を進め、地域経済の持続的な発展につなげる。
5. 企業の誘致対策
京都舞鶴港や高速道路網、工業団地等の産業基盤を生かし、ものづくり、物流、GX関連産業等の企業立地を促進し、雇用の創出と地域経済の活性化を図る。
6. 起業の促進
地域資源や既存産業の技術・ノウハウを生かした創業、新分野展開及びスタートアップの育成を促進し、新たな産業と雇用の創出を図る。
7. 商業の振興
中心市街地や商店街の機能維持・活性化を図るため、空き店舗の活用、意欲ある商業者の育成、地域資源を生かした商品・サービスの展開を推進する。

第5章 生活環境の整備

1. 生活環境の整備の方針
水道、下水処理施設、廃棄物処理施設等の生活基盤について、老朽化対策、耐震化、長寿命化及び効率的な維持管理を計画的に推進する。
あわせて、人口減少や高齢化に対応し、住民が安心して快適に暮らし続けられる持続可能な生活環境の整備を図る。
2. 簡易水道、下水処理施設等の整備
安全で衛生的な生活環境を確保するため、簡易水道、下水道、農業・漁業集落排水施設等の計画的な更新、耐震化及び長寿命化を推進する。

第6章 高齢者の福祉その他の福祉の増進

1. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針
高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉が連携した体制の充実を図る。
2. 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防、健康づくり、在宅福祉サービス、見守り支援等の充実を図る。
3. 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
児童その他支援を必要とする住民が安心して暮らせるよう、子育て支援、相談体制、虐待防止、ヤングケアラー支援等の充実を図る。

第7章 防災及び国土の保全に係る施設の整備

1. 防災の方針

自然災害及び原子力災害に備え、地域住民の生命・身体・財産を守るため、関係機関が連携し、災害予防、応急対応、復旧・復興体制の充実を図り、避難体制、情報伝達体制、防災訓練、道路・河川等の防災基盤整備の充実に努め、地域防災力の強化と安全・安心な地域づくりを推進する。

2. 国土保全の方針

河川、砂防、治山、海岸保全施設等の整備を計画的に進め、豪雨、土砂災害、高潮、津波等による被害の防止・軽減を図る。
あわせて、流域治水や森林の公益的機能の維持を推進し、災害に強く安全で持続可能な地域基盤の形成を推進する。

3. 消防救急施設の整備

消防・救急体制の充実を図るため、消防車両、救急車両、救助資機材、通信指令設備等の計画的な整備・更新を推進する。

4. 治山・治水対策等

河川改修、砂防・治山施設の整備、山地災害対策等を計画的に推進し、豪雨、土砂災害、浸水被害等による被害の防止・軽減を図る。

5. 原子力地域防災の増強の内容

①法第7条に関する方針

法第7条に基づく特例措置を受ける事業については、各関係省庁の告示・事務連絡等に基づき、主に「避難等体制の整備」「緊急輸送活動体制等の整備」及び「救急、救助、消火及び防災活動体制の整備」の観点から防災増強を推進する。

②各種施設整備について

原子力災害時における住民避難、緊急輸送、救急・救助活動等を円滑に実施するため、道路、港湾、漁港、消防用施設及び義務教育施設の整備を計画的に推進する。

第8章 教育及び科学技術の振興

1. 教育の振興の方針

地域の将来を担う人材の育成を図るため、学校教育、社会教育、生涯学習及び地域に根ざした学びの充実を推進する。
あわせて、ICT環境や学校施設の整備、地域資源を活用した教育活動を進め、安全で質の高い教育環境の確保を図る。

2. 公立小中学校等教育施設の整備

児童生徒の安全で良好な教育環境を確保するため、公立小中学校等の校舎・屋内運動場等について、老朽化対策、耐震化、空調・ICT環境の整備を計画的に推進する。
あわせて、災害時に地域住民の避難所等として活用されることを踏まえ、防災機能、バリアフリー化、省エネルギー化等の充実を図る。

3. 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域住民の交流、生涯学習、スポーツ、文化活動等を支える拠点として、集会施設、体育施設、社会教育施設等の計画的な整備・維持管理を推進する。
あわせて、災害時の避難所機能や地域コミュニティの維持・活性化にも配慮し、バリアフリー化、老朽化対策及び施設の有効活用を図る。

4. 科学技術の振興の方針

地域産業の高度化や地域課題の解決を図るため、高等教育機関、研究機関、企業等との産学公連携を推進し、科学技術の振興を図る。
あわせて、デジタル技術、GX関連技術、先端技術等の活用を促進し、新産業の創出、人材育成及び地域の持続的発展につなげる。

令和8年9月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会提出資料

(報告事項)

1	第11次京都府高齢者健康福祉計画の策定について	1
2	一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（仮称）の制定について	2
3	京都府保健医療計画の中間見直しについて	3
4	京都府国民健康保険運営方針の中間見直しについて	4
5	京都府障害者・障害児総合計画の改定について	5
6	京都府依存症等対策推進計画の改定について	6
7	京都府手数料徴収条例の一部改正について	7
8	府民利用施設のあり方検証結果報告について	8
9	健康福祉部所管施設における指定管理者の選定について	11

健康福祉部

第 1 1 次京都府高齢者健康福祉計画の策定について

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

1 策定の趣旨

高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見据え、生産年齢人口の減少や地域ごとの人口構造の変化が進む中においても、高齢者をはじめとする府民が住み慣れた地域で人とつながりを持ちながら安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

このため、地域の実情に応じた介護サービス基盤の維持・確保、医療・介護・福祉の連携強化、人材の確保・定着及び生産性の向上など、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定める。

2 根拠法令

老人福祉法第 20 条の 9、介護保険法第 118 条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条の規定により、「老人福祉計画」、「介護保険事業支援計画」及び「高齢者居住安定確保計画」を一体的に策定

3 計画の主な内容

- (1) 介護需要の変化に対応したサービス基盤の維持・確保
- (2) 医療・介護・福祉サービス提供体制の充実と連携強化
- (3) 介護予防や生活支援等の充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり
- (4) 介護・福祉人材の確保・定着と生産性向上
- (5) 高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの整備

※ 策定にあたっては、保健医療計画等、関連計画との整合性を確保

4 計画期間

令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度（3 年間）（第 1 1 次計画）

5 検討体制

京都府高齢者サービス総合調整推進会議で関係団体や学識経験者等の意見を聴取

6 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 令和 8 年 10 月 | ・府議会（委員会）概要報告 |
| 9～11 月 | ・高齢者サービス総合調整推進会議（3 回程度） |
| 12 月 | ・府議会（委員会）中間案報告 |
| | ・パブリックコメント実施（～令和 9 年 1 月） |
| 令和 9 年 2 月 | ・高齢者サービス総合調整推進会議 |
| | ・府議会（委員会）最終案報告 |

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（仮称）の制定について

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

1 制定の趣旨

児童相談所が行う一時保護委託について、令和 7 年 4 月の児童福祉法改正により、都道府県知事による登録制度が創設され、令和 8 年 3 月に、「一時保護委託者の登録等に関する基準」（内閣府令）が定められたことを踏まえ、京都府における基準条例を制定する。

2 条例制定根拠

児童福祉法及び児童福祉法等の一部を改正する法律附則に基づく条例制定

3 条例制定の方向性

内閣府令で定める基準に従い、一時保護委託者の職員体制、設備及び児童の処遇確保等に係る基準を規定する。

（児童福祉法）

第 34 条の 22 （抜粋）

- ③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 一時保護に従事する者の要件
 - 二 一時保護を行う施設に係る居室その他当該施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 三 一時保護の実施に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 10 月	府議会（常任委員会）概要報告
8 年 12 月	府議会（常任委員会）骨子案報告 パブリックコメント
令和 9 年 2 月	府議会 議案提出

京都府保健医療計画の中間見直しについて

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

1 計画の位置付け

- 法定計画である医療計画（根拠：医療法第 30 条の 4）、健康増進計画（根拠：健康増進法第 8 条）等を一本化して策定

2 計画期間

- 令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間

3 中間見直し

- 医療法第 30 条の 6 の規定に基づき、3 年ごとに見直すこととされている事項等について、情勢の変化等を踏まえ、見直しを実施

＜主な見直し項目＞

- ・ 居宅等における医療の確保に関する事項
- ・ 医師の確保に関する事項
- ・ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

4 検討体制

- 京都府医療審議会計画部会で意見を聴取の上見直し

5 今後のスケジュール

年 月	内 容
令和 8 年 10 月	府議会（委員会）概要報告
令和 8 年 12 月	府議会（委員会）中間案報告
令和 9 年 1 月	パブリックコメント、関係団体・市町村等意見照会実施
令和 9 年 2 月	府議会（委員会）最終案報告

京都府国民健康保険運営方針の中間見直しについて

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

1 運営方針の位置づけ

都道府県は、市町村国民健康保険の安定的な財政運営並びに国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、当該保険事業の運営に関する方針を策定（国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項）

2 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

3 中間見直しのポイント

国民健康保険法第 82 条の 2 第 6 項の規定に基づき、国民健康保険の運営状況や地域の実情などを踏まえ、概ね 3 年を目途に点検・見直しを実施

＜運営方針の主な記載事項＞

- ・国民健康保険の医療費、財政の見通し
- ・保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ・医療費適正化に関する事項

4 検討体制

京都府国民健康保険運営協議会における審議と諮問・答申及び市町村への法定意見聴取の実施

5 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|--|
| 令和 8 年 10 月 | 府議会（常任委員会）への中間見直しの概要報告 |
| 12 月 | 府議会（常任委員会）へ中間見直し（中間案）を報告
パブリックコメントを実施 |
| 令和 9 年 2 月 | 府議会（常任委員会）へ中間見直し（最終案）を報告 |

京都府障害者・障害児総合計画の改定について

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

1 計画の趣旨

障害者施策に関する基本的な計画である「京都府障害者基本計画」及び基本計画の実施計画として位置付けている「京都府障害福祉計画・障害児福祉計画」について、計画の期間（令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月の 3 箇年）の満了に伴い改定する。

2 根拠法令

計画名	根拠法令
障害者基本計画	障害者基本法第 11 条第 2 項
障害福祉計画	障害者総合支援法第 89 条第 1 項
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項
読書バリアフリー推進計画	読書バリアフリー法第 8 条（努力義務）

3 施策の体系

- （1）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- （2）安全・安心な生活環境の整備
- （3）情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援及び読書バリアフリーの充実
- （4）防災、防犯等の推進
- （5）保健・医療の推進
- （6）自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- （7）雇用・就業、経済的自立の支援
- （8）生涯を通じて学び続けられる環境の整備
- （9）文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出

4 計画期間 令和 9 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 3 年間

5 検討体制 京都府障害者施策推進協議会で関係団体や学識経験者等の意見を聴取

6 今後の予定

年月	内容
令和 8 年 10 月	府議会へ概要報告
11 月	京都府障害者施策推進協議会
12 月	府議会へ中間案報告 パブリックコメント実施（～令和 9 年 1 月）
令和 9 年 2 月	京都府障害者施策推進協議会 府議会へ最終案報告

京都府依存症等対策推進計画の改定について

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

1 計画の趣旨

アルコール、ギャンブル、薬物依存症等の発生、進行及び再発の各段階に応じた予防・回復のための対策と当事者やその家族が日常生活や社会生活を円滑に営むための支援を推進するため、依存症等対策の基本計画として策定

2 根拠法令

- アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項
- ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第 1 項

3 施策の体系

(1) 発生予防

依存症等に対する府民の正しい理解を深める啓発等の取組を推進

(2) 進行予防

医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、依存症等の早期発見、早期介入の体制を整備

(3) 再発予防

当事者や家族の支援のための医療・相談体制の整備・自助グループの活動支援等

4 計画期間

令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間

5 検討体制

京都府依存症等対策推進会議で関係団体や学識経験者等の意見を聴取

6 今後の予定

年月	内容
令和 8 年 10 月	府議会へ概要報告
11 月	京都府依存症等対策推進会議
12 月	府議会へ中間案報告 パブリックコメント実施（～令和 9 年 1 月）
令和 9 年 2 月	京都府依存症等対策推進会議 府議会へ最終案報告

京都府手数料徴収条例の一部改正について

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、京都府手数料徴収条例（平成 12 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）について所要の改正を行うもの。

2 法改正の内容（令和 9 年 5 月 20 日施行：新規制度）

（1）健康増進支援薬局の認定

外来患者への調剤・服薬指導、在宅患者への対応、医療機関や他の薬局等との連携、地域住民への相談対応等の薬局に求められる基本的な機能を有し地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局は、「健康増進支援薬局」と称することができる。

※健康増進支援薬局：都道府県知事による認定

（2）薬局の調剤業務の一部外部委託

薬局の調剤業務のうち定型的な業務の一部（以下「特定調剤業務」という。）について、一定の基準を満たす場合に外部委託を可能とする。

※特定調剤業務の委託又は受託を実施する薬局：都道府県知事等による許可

（3）薬剤師等の遠隔管理下での一般用医薬品の受渡し

委託元の薬剤師等による遠隔での管理の下、あらかじめ登録された薬剤師等が常駐しない店舗（以下「登録受渡店舗」という。）において医薬品を保管し、購入者へ受け渡すことを可能とする。

※委託元の薬局・店舗販売業者：都道府県知事等による許可

※登録受渡店舗：都道府県知事等による登録

3 条例改正の内容

改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる施行の日（令和 9 年 5 月 20 日）の前日までの間において、準備行為としてなされる改正法附則第 13 条の規定による上記 2 の許可等の申請に対する審査手数料を徴収する。（附則関係）

4 施行期日

令和 9 年 4 月頃（改正法施行日の 30 日前程度を予定）

5 今後のスケジュール

令和 9 年 2 月 府議会上程

府民利用施設のあり方検証結果報告について

令和 8 年 10 月
総 務 部
健 康 福 祉 部

府民利用施設のあり方について、外部有識者からなる「府民サービス等改革検討委員会」において意見を聴取するとともに、下記のとおり検証結果をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

1 趣 旨

社会経済情勢が変化する中、これまで以上に府民満足を高め、多様で質の高い、利用者により魅力あるサービスを提供していくために、府民利用施設のあり方について今日的な検証を行うもの

2 対象施設

令和 8 年度に指定管理者等の選定替えを行う施設 17 施設

3 検証結果の概要

区分	施設数	施設名
見直し	-	該当なし
要改善	5	総合社会福祉会館、けいはんなホール、丹後王国「食のみやこ」、丹波自然運動公園、府民スポーツ広場
継続	12	陶板名画の庭、京都文化博物館、ぶらり嵐山、京都府民総合交流プラザ、京都経済センター、京都府総合見本市会館、府民の森ひよし、伏見港公園、関西文化学術研究都市記念公園、木津川運動公園、洛西浄化センター公園、るり溪少年自然の家

⇒ 各施設の検証結果は、9、10 頁のとおり

<参考> 府民サービス等改革検討委員会 委員名簿

氏 名	職 業 等
石原 俊彦	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ※委員長
泉 真吾	(株)京都銀行 法人総合コンサルティング部 地域創生推進室 室長
辻本 尚子	(株)みやこ不動産鑑定所 代表取締役
鳥居 聡	(株)スターナビゲーション・アソシエイツ 代表取締役
山本 晶子	武庫川女子大学 基盤教育センター 教授

(五十音順、敬称略)

府民利用施設のあり方検証結果

●総合社会福祉会館

前回検証結果	要改善 ・アクセスが良い好立地にあることを踏まえ、より幅広い層による会議室の更なる効果的な利活用を図ること。 ・老朽化の進行により、施設改修が必要になることを踏まえ、将来を見据えた運営を行うこと。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・令和4年度以降、近隣大学・福祉施設・インバウンド向けの貸会議室の案内、SNSでの情報発信とポスティング（毎月約2,000部）を実施し、新規顧客獲得のために新規自主事業を開催し、福祉施設や教育施設の関係者だけでなく幅広い層へのPRを実施しており、使用料収入、稼働率がコロナ禍以前まで回復し、増加しているところ。 ・府においても、職員の利用（会議やサークル活動等）を促進するために、職員ポータルにおいて利用案内の周知を行い、会議室利用を促している。 ・令和5年度以降、施設の利用実態や老朽化対策等を踏まえ、修繕の優先度の高い箇所から計画的に修繕を実施している。
なお残る課題・問題点	◆平成7年の建設から31年経過し、施設の老朽化が進んでいる。新たな修繕箇所も毎年発生している状況
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	□多くの福祉関係団体が入居する非常に公共性の高い施設である。 □単なる貸しビル業とならないよう幅広いPRが必要。 □京都市内の一等地にあるが、立地に見合った使用方法ができているか。 □会議室の低利用に関して、原因を分析した上で、事務所としての貸与や事業者への多目的な利用など柔軟な利用法の検討が必要ではないか。 □今後の老朽化対策に関する財政支出に関しては、貸館業務だけではなく、入居している福祉団体の活動も含めた評価が必要。
京都府の検証結果及び対応方向	要改善 <改善方策> ◎設置目的や立地に見合った利用について検証し、今後の施設修繕も踏まえた中長期的な施設のあり方を検討すること。 <今後の対応> ○設置目的である府民の社会福祉活動の場の提供を通じて、豊かな福祉社会の実現に資するよう、施設の更なる活用を図るとともに、会議室予約システムの導入による利便性向上や、計画的な施設修繕を進め、効率的かつ効果的な施設管理に努める。

●ぶらり嵐山

前回検証結果	継 続 ・設置目的をより効果的に達成するため、施設のレイアウトや広報戦略を見直すこと。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・来館者数や売上の増加に向け、館内中央にあった休憩スペースを最奥部に移動し、来館者が多くの商品を開覧することができるよう見直すなど、不断の検討をしているところ。 ・令和8年度には防犯上の観点から、入口付近のレジの配置変更を実施した。 ・ぶらり嵐山を会場に、就労継続支援事業所の合同販売実務研修を行っている。中小企業診断士等の専門家が講師となり、商品の魅力向上、展示方法について改善の機会とするとともに、SNSを活用した商品のPRも助言を受けているところ。
なお残る課題・問題点	◆施設の取組の更なる発信 ◆施設設備に修繕箇所が発生
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	□施設のレイアウト変更等、展示や商品企画にも工夫が見られ、運営改善が進められている。 □高齢者や障害のある方への理解を得ると共に、社会参加の促進に寄与する場としての機能を果たしている。 □設置目的の意義を発信しながら、自主事業の拡充に努め、更に収益性を上げられないか。
京都府の検証結果及び対応方向	継 続 <改善方策> ◎引き続き設置目的の意義を発信し、更に施設全体の充実を図ること。 <今後の対応> ○来館者数や売上の増加に向け、ギャラリースペースの更なる活用促進を図る。 ○設置目的の達成に向け、利用者ニーズを踏まえながら、施設の魅力向上・情報発信と収益力の強化を図る。

健康福祉部所管施設における指定管理者等の選定について

令和 8 年 10 月
健 康 福 祉 部

■ 公募する施設（指定管理者制度）

施設名	指定(貸付)期間	備 考
京都府立総合社会福祉会館	令 和 9 年 4 月 1 日 から 令和 14 年 3 月 31 日 まで（5年間）	

○ 募集期間

令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 11 月 17 日（火）まで

○ 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに指定管理者等選定審査会で審査を行い、指定管理者の候補者を知事が選定の上、府議会の議決を経て指定する。

■ 公募しない施設

（1）指定管理者制度

施設名	管理団体名	指定（貸付）期間	備 考
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会	令 和 9 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日 まで（3年間）	※現行指定管理期間と同様に 3 年間とする

（2）無償貸付

ぶらり嵐山	特定非営利活動法人 京都ほっとはあと センター	令 和 9 年 4 月 1 日 から 令和 14 年 3 月 31 日 まで（5年間）	
-------	-------------------------------	--	--

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表

議案番号	件名
3	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件

令和 8 年 9 月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会提出資料

(付託議案)

- 1 第 3 号議案 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件
..... 1

健康福祉部

第3号議案 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件

1 改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「児童対象性暴力防止法」という。）の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例において、運営等の基準を定める施設等であって児童対象性暴力防止法の適用を受けるものが、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するために教員等に係る犯罪事実確認の実施その他の必要な措置を講じなければならないことを定めることとした。

- (1) 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）
- (4) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）

3 施行期日

令和8年12月25日